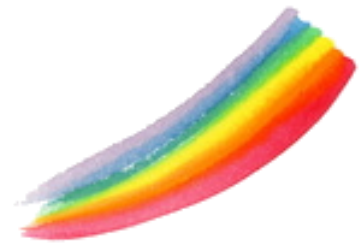
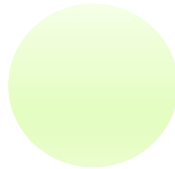




甲賀市 人権に関する総合計画



平成29年(2017年) 7月

甲 賀 市

はじめに

人権とは、「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利」で地球上に住む人間誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり保障されるべき権利です。

甲賀市では、平成 16 年(2004 年)12 月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成 17 年(2005 年)11 月には、「甲賀市市民憲章」を制定し、「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指し、あらゆる差別のない「あふれる愛」に満ちた明るく住みよいまちづくりを進めてまいりました。

さて、近年の急速な情報化や国際化に加えて、少子化や高齢化等により、人権に関する問題は、複雑に絡み合う傾向にあります。

国においては、各種法律の制定により、人権問題の解決に向け、様々な取り組みが進められてきました。また、社会情勢の変化に伴い、さらに新たな人権問題に対応するため、個別の人権関係法の整備や改正がなされ、平成 28 年(2016 年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

本市におきましても、このような社会情勢の変化を踏まえ、複雑多様化するあらゆる人権問題に対して、教育・啓発から施策まで一体的に推進するため、「甲賀市人権総合計画」、「甲賀市同和対策基本計画」、「甲賀市人権教育基本計画」と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した、「甲賀市人権に関する総合計画」を策定しました。

今後、この総合計画を通して、家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちを推進してまいります。


本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成 29 年(2017 年)7 月

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろいろ山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	人権をめぐる主な動向	2
〔1〕	国際的な動き	2
〔2〕	国・滋賀県の動き	3
3.	計画の位置づけ	4
4.	計画の期間	4
第2章	人権に関する現状	5
1.	人口の推移	5
2.	人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識	6
〔1〕	調査の概要	6
〔2〕	調査結果の概要	7
〔3〕	調査結果の分析	19
3.	人権に関する計画の取組状況	21
〔1〕	甲賀市人権総合計画	20
〔2〕	甲賀市同和対策基本計画	21
〔3〕	甲賀市人権教育基本計画	22
〔4〕	人権に関する施策の取組状況	23
第3章	今後の人権施策の課題	29
	女性の人権	29
	子どもの人権	34
	高齢者の人権	37
	障がいのある人の人権	40
	同和問題	43
	外国人の人権	46
	インターネットによる人権侵害	49
	その他さまざまな人権問題	52

第4章	人権施策の展開方向	55
1.	基本理念	55
2.	計画の視点	56
3.	各主体の役割と連携・協働	57
4.	具体的な取組	58
	〔1〕人権教育・啓発の推進	58
	〔2〕相談と支援体制	62
	〔3〕分野別の取組	63
	女性の人権	63
	子どもの人権	64
	高齢者の人権	65
	障がいのある人の人権	66
	同和問題	67
	外国人の人権	68
	インターネットによる人権侵害	69
	その他さまざまな人権問題	69
第5章	計画の推進	70
1.	推進体制	70
2.	計画の進行管理	71
3.	目標指標	71
資料		
1.	甲賀市人権尊重の都市宣言	73
2.	甲賀市人権尊重のまちづくり条例	74
3.	甲賀市人権尊重のまちづくり審議会規則	76
4.	甲賀市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	78
5.	策定経過	79
6.	「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）	80
7.	「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（答申）	81
8.	用語解説	82